

九州ルーテル学院大学学生自治会会則

(設置)

第1条 九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）に、九州ルーテル学院大学学生自治会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本会は、キリスト教の愛の精神（感恩奉仕）に基づき学生の自治による学問の自由なる研究を確保し、常に学生相互の融和と協力に依り会員の健全なる人格と文化の向上を図ると共に、本学の発展向上に資することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、本学の在学学生をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 文化及び体育の振興に関する事業
- (2) 福利厚生に関する事業
- (3) 大学行事への協力に関する事業
- (4) 教養・学風の振興に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

(1) 執行委員

- ① 会長1名及び副会長1名
- ② 書記長1名及び副書記長2名
- ③ 会計長1名及び副会計長2名
- ④ 代議委員長1名及び副代議委員長2名
- ⑤ 厚生委員長1名及び副厚生委員長2名
- ⑥ 文化委員長1名及び副文化委員長2名
- ⑦ 体育委員長1名及び副体育委員長2名
- ⑧ 情宣委員長1名及び副情宣委員長2名

(2) 代議委員

(3) 厚生委員

(4) 文化委員

(5) 体育委員

(6) 情宣委員

(7) 選挙管理委員

(8) 会計監査委員

(執行委員等の選出)

第6条 役員のうち執行委員は、学生総会において選出する。

2 前項の選出方法は、選挙規則に定める。

第7条 他の役員は、グループ協議会において選出する。

2 前項の選出方法は、学生自治会運営規則（以下「運営規則」という。）に定める。ただし、選挙管理委員及び会計監査委員については、代議委員会で選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、12月の学生総会から翌年12月の学生総会までの1年間とする。ただし、1年次生、4年次生は、運営規則に定める。

2 役員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員を補う。ただし、執行委員の欠員については、補欠選挙を行う。

3 補欠選挙による新役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(旧役員)

第9条 旧役員は、12月の学生総会から翌年1月末まで引継ぎ期間として新役員を補佐する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置く。

2 顧問は、学生支援センター長とし、本会の相談に当たる。

(会務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の職務に支障があるときは、これを代理する。

3 書記長及び副書記長は、本会の記録、渉外関係の会務を分掌する。

4 会計長及び副会計長は、本会の会計に関する会務を分掌する。

5 他の執行委員は、各委員会の会務を分掌し、これを運営する。

(会)

第12条 本会に次の会を置く。

(1) 学生総会

(2) 執行委員会

(3) グループ協議会

(4) 代議委員会

(5) 厚生委員会

(6) 文化委員会

(7) 体育委員会

(8) 情宣委員会

(9) 選挙管理委員会

(10) 会計監査委員会

2 学生総会については、本会会則次条に定める。

3 他の会の運営方法に関する必要な事項は、運営規則に定める。

(最高議決機関)

第13条 学生総会を本会の最高議決機関とする。

2 学生総会は、定例総会と臨時総会とし、会長が招集する。定例総会は、以下の議案で毎年2回行う。

(1) 6月……前年度決算報告、当該年度予算審議、その他

(2) 12月……役員選挙、その他

3 臨時総会は、会長が招集を決議した場合、又は全会員の4分の1以上の連署で要求があった場合は、開催しなければならない。

4 学生総会は、開催日の20日前までに、議案その他必要な事項を告示しなければならない。

5 学生総会の成立は、全会員の過半数（委任状を含む。）の出席とする。

6 学生総会の審議は、出席者の過半数の賛成によって可決される。

7 学生総会の議長・副議長は、執行委員会の会長・副会長が当たり、議事の記録は、執行委員会の書記長・副書記長が行う。ただし、執行委員選挙に関しては、議事進行を選挙管理委員会に委ねる。

8 学生総会の決議事項は、直ちに全会員に報告しなければならない。

（会計年度）

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会費の収入）

第15条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 学生自治会費（以下「会費」という。）

(2) その他の収入

(3) 学生総会において必要と認めた場合は、臨時に徴収することができる。

（会費の納入）

第16条 会員は、本会会費を納入しなければならない。

2 会費は、年間1万円とする。

3 会費は、年度始めに授業料と同時に納入しなければならない。

4 本会会費の金額変更に関しては、学生総会において審議・議決されなければならない。

（予算案）

第17条 毎年度の本会の経費は、執行委員会の会計が予め当該年度予算案を作成し、6月の定例総会において前年度決算報告及び会計監査も含めて承認を得なければならない。

2 前項の会計監査に関する必要な事項は、会計監査規則に定める。

第18条 部・同好会に関する必要な事項は、部・同好会規則に定める。

（改正）

第19条 本会会則の改正については、学生総会において承認された後、最終的に教授会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成13年12月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

選 挙 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、本会会則第6条第2項に基づき、選挙に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規則は、本会会則の精神に則り、本会会則第5条に定める執行委員の選挙規則を確立し、公正明確な学生自治の健全なる運営と発展を期することを目的とする。

(選挙管理委員会)

第3条 本会に、選挙を適正に実施するため選挙管理委員会を置く。

2 前項の選挙管理委員会は、各グループの代議委員代表1名で構成する。

(事業)

第4条 選挙管理委員会は、選挙が公明・適正に行われるようにあらゆる機会を通じて会員の選挙意識を啓発し、かつ選挙に関する必要な事項の周知徹底や立合演説会等の斡旋に努めなければならない。

(選挙事務の管理及び執行)

第5条 本会会則第5条第1号の執行委員選出選挙、及びその補欠選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理し、選出の執行に当たるものとする。

2 選挙管理委員の氏名を公表する。

3 選挙管理委員会の事務所を設置する。

(選挙権及び被選挙権)

第6条 会員は、平等に執行委員の選挙権及び被選挙権を有する。

(選挙)

第7条 選挙の期日は、少なくとも20日前に告示しなければならない。

第8条 選挙は、原則として立候補とする。

2 立候補者は、選挙管理委員を通して選挙の7日前までに、立候補出願書を選挙管理委員会へ提出しなければならない。

第9条 選挙は、単記無記名の投票により行い、有効投票の最多得票数を得たものをもって当選人とする。

第10条 複数の立候補者の投票数が同数の場合は、決戦投票とする。

第11条 立候補者が1名の場合は、信任投票とし、有効投票の過半数の得票をもって当選人とする。

第12条 選挙管理委員会は、直ちに開票し、各立候補者の得票数及び当選人の学年、グループ、氏名を明記の上、公表しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年6月25日から施行する。

運 営 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、本会会則第7条第2項に基づき、本会の運営に関する必要な事項を定

める。

(役員を選出及び任期)

第2条 執行委員の選出は、毎年12月の執行委員選出選挙において選出し、任期は、12月の定例総会から翌年12月の定例総会までとする。

第3条 グループ協議会において選出される役員の選出及び任期は、次のとおりとする。

(1) 選出

1年次の4月のグループ協議会で行う。

(2) 任期

4年間。ただし次の第2項に該当し、後任役員となった場合は前任者の残任期間とする。

2 次の理由の場合のみグループ協議会において選出された役員の交代を認める。ただし、後任を必ず推薦すること。

(1) 部・同好会の部長に就任

(2) 執行委員に選出

(3) グループ協議会で交代が認められた

第4条 選挙管理委員の選出及び任期は、選挙規則による。

第5条 会計監査委員の選出及び任期は、会計監査規則による。

(グループ協議会)

第6条 グループ協議会は、学生個々の意見を反映するものとする。

第7条 グループ協議会の出席者は、グループの学生とする。

第8条 グループ協議会の開催は、次のとおりとする。

(1) 定例グループ協議会は、年2回定例総会前に開催する。

① 6月 前年度決算報告、当該年度予算審議、その他

② 12月 グループ委員選出、執行委員の立候補者選出、その他

(2) 臨時グループ協議会は、必要に応じ随時開催する。ただし、1年次生は、4月に、執行委員が招集し、グループの役員を選出する。

第9条 グループ協議会の成立は、グループ学生の過半数の出席とする。

第10条 グループ協議会は、グループの代議委員が招集し司会を務める。

2 前項の代議委員は、審議の内容を記録し、定例委員会に報告をするものとする。

第11条 執行委員は、グループ協議会へ必要に応じて出席をすることができる。

(執行委員会)

第12条 執行委員会は、学生総会の決議に基づいて会務を遂行する。

第13条 執行委員会の出席者は、執行委員とする。

第14条 書記長及び副書記長は、本会に関わる全ての会議記録を管理・保管する。

第15条 会計長及び副会計長は、本会に関わる全ての会計記録を管理・保管する。

2 本会会計は、監査を受けた書類、帳簿等を永久に保存しなければならない。

第16条 執行委員会は、随時（原則として週2回）開催する。

第17条 執行委員会における表決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は、その決定を会長に委ねる。

第18条 執行委員会は、活動内容を定期的に会員に報告をするものとする。

第19条 会員は、執行委員会へ必要に応じて出席をすることができる。

(代議委員会)

第20条 代議委員会は、会員の意見及び事業を反映させるものとする。

第21条 代議委員会の出席者は、代議委員とする。

第22条 代議委員会の開催は、次のとおりとする。

(1) 定例委員会は年2回、定例総会前に開催する。

① 6月 前年度決算報告、当該年度予算審議、その他

② 12月 グループの役員選出、執行委員の立候補者選出、その他

(2) 代議委員会は、必要に応じて随時開催する。

第23条 代議委員会は、代議委員長が招集する。

2 代議委員会における記録は、副代議委員長が行い、代議委員長に報告する。

第24条 代議委員会における表決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は、その決定を代議委員長に委ねる。

第25条 執行委員は、必要に応じ代議委員会へ出席をすることができる。

(厚生委員会)

第26条 厚生委員会は、会員の福利厚生に関する意見及び事業を反映させるものとする。

第27条 厚生委員会の出席者は、厚生委員とする。

第28条 厚生委員会は、必要に応じて随時開催する。

第29条 厚生委員会は、厚生委員長が招集する。

第30条 厚生委員会における表決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は、その決定を厚生委員長に委ねる。

2 厚生委員会における記録は、副厚生委員長が行い、厚生委員長に報告をする。

第31条 執行委員は、必要に応じ厚生委員会へ出席をすることができる。

第32条 厚生委員は、本会の代表として必要に応じ、本学の福利厚生に関する学外の活動に参加する。

(文化委員会)

第33条 文化委員会は、会員の文化の振興に関する意見及び事業を反映させるものとする。

第34条 文化委員会の出席者は、文化委員及び各文化系部・同好会の部長とする。

第35条 文化委員会は、必要に応じて随時開催する。

第36条 文化委員会は、文化委員長が招集する。

2 文化委員会における記録は、副文化委員長が行い、文化委員長に報告する。

第37条 文化委員会における表決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は、その決定を文化委員長に委ねる。

第38条 執行委員は、必要に応じ文化委員会へ出席をすることができる。

第39条 文化委員長は、本会の代表として、学園祭実行委員長を務める。

第40条 文化委員は、本会の代表として必要に応じ、本学の文化の振興に関する学外の活動に参加する。

(体育委員会)

第41条 体育委員会は、会員の体育の振興に関する意見及び事業を反映させるものとする。

第42条 体育委員会の出席者は、体育委員及び各体育系部・同好会の部長とする。

第43条 体育委員会は、必要に応じて随時開催する。

第44条 体育委員会は、体育委員長が招集する。

2 体育委員会における記録は、副体育委員長が行い、体育委員長に報告する。

第45条 体育委員会における表決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は、その決定を体育委員長に委ねる。

第46条 執行委員は、必要に応じ体育委員会へ出席をすることができる。

第47条 体育委員長は、本会の代表として次の任務を務める。

(1) スポーツ施設使用調整会議の議長

(2) 新入生歓迎スポーツ Day 実行委員長

第48条 体育委員は、本会の代表として必要に応じ、本学の体育の振興に関する学外の活動に参加する。

(情宣委員会)

第49条 情宣委員会は、本会の広報及び宣伝に関する事業を反映させるものとする。

第50条 情宣委員会の出席者は、情宣委員とする。

第51条 情宣委員会は、必要に応じて随時開催する。

第52条 情宣委員会は、情宣委員長が招集する。

2 情宣委員会における記録は、副情宣委員長が行い、情宣委員長に報告する。

第53条 情宣委員会における表決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は、その決定を情宣委員長に委ねる。

第54条 執行委員は、情宣委員会へ必要に応じて出席をすることができる。

第55条 情宣委員会は、学内新聞を定期的に発行する。

第56条 情宣委員は、本会の代表として必要に応じ、本学の広報及び情宣に関する学外の活動に参加する。

附 則

この規則は、平成14年6月25日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

会 計 監 査 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、本会会則第17条第2項に基づき、会計監査委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本会の一般会計予算、学園祭特別会計予算の監査に当たって本会会則の精神に則り、かつ効率的に執行されているかに留意し、特に議決予算の趣旨に立って確認する。その際不当事項は是正し積極的に事務活動の指導を図るものとする。

(構成)

第3条 会計監査委員（以下「委員」という。）は3名及び顧問として学生支援委員から教員1名をもって構成する。

2 委員は、代議委員の中から代議委員会において選出する。

3 委員の任期は、12月の定例総会から翌年の12月の定例総会までとする。委員に欠員が生じた場合は、後任を速やかに選出する。ただし、後任の選出による新委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 教職員の会計監査顧問は、学生支援委員会において選出する。

(代表会計監査委員)

第4条 代表会計監査委員（以下「代表委員」という。）は、委員相互の話し合いにより決定する。ただし、代表委員は、あらかじめその職務を補佐する委員を選出する。

(委員会)

第5条 代表委員は、会計監査にむけて定例及び臨時の委員会を開き議事を司会する。

第6条 委員会は、議事を記録し保存する。

第7条 次に掲げる事項は、委員会において協議し、決定する。

(1) 監査計画に関すること。

(2) 監査の公表、報告の内容に関すること。

(監査)

第8条 監査は、執行委員会の予算の執行に関して、書類、帳簿等について行う。

2 監査の際、本会会計に必要な書類、帳簿等の提示を要求し、説明を受ける。

第9条 監査の期日は、代表委員が15日前までに本会会計に対し通知を行う。

第10条 委員は、監査終了後、経理に関する帳簿に監査済みの旨を記載し、署名押印の上、

15 日以内に執行委員会に報告するものとする。

第 11 条 代表委員は、学生総会において監査の報告をする。

第 12 条 監査を行った結果、不正過失等が明らかになった場合は、執行委員会に報告するものとする。

2 執行委員会は、前項の報告を受けた事項について、適切な処理を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

部・同好会に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本会会則第 18 条に基づき、部・同好会に関する必要な事項を定めるものとする。

(同好会の設立)

第 2 条 同好会の設立を希望する会員は、次の事項を書面に記載し、文化委員会又は体育委員会（以下「委員会」という。）の委員長に申請するものとする。

(1) 同好会の名称

(2) 同好会の規約

(3) 同好会の設立目的又は主旨

(4) 同好会の設立発起人の氏名（文化系同好会は 3 名、体育系同好会は 4 名、うち一人は押印のこと。）

(5) 同好会の部員数及びその氏名と所属に関する名簿

(6) 同好会の活動方針及び具体的活動内容

第 3 条 同好会の設立の決定は、委員会が行うものとする。

第 4 条 同好会の設立が決定した場合は、委員会は会員に対して速やかに公示するものとする。

(同好会の運営)

第 5 条 同好会には、次の幹部を置く。

(1) 部長 1 名

(2) 副部長 1 名

(3) 会計 1 名

(4) 主務 1 名（体育系同好会のみ）

第 6 条 同好会は、委員会の要請があった場合は、速やかに活動報告を行うものとする。

(同好会の廃止)

第 7 条 同好会の廃止を希望する場合は、事前に当該同好会が廃止する理由を委員会に報告するものとする。

第 8 条 同好会の廃止の決定は、委員会が行うものとする。

第 9 条 同好会の廃止を決定した場合は、委員会は、会員に対して速やかに公示するものとする。

(部の設立)

第 10 条 部の設立に関しては、原則として 1 年以上部と同等の同好会活動を経た後、同好会の部長より、委員会へ申請書に活動報告書を添えて申請するものとする。

2 部の設立に関しては、第 5 条の事項を充たさなければならない。

3 申請の審議及び承認については、年 2 回（6 月と 12 月の定例総会前）行うものとする。

第 11 条 部の設立に関しては、委員会の審議・議決を経なければならない。

第12条 部の設立が決定した場合は、委員会は、会員に対して速やかに公示するものとする。

(部の運営)

第13条 部には、次の幹部を置く。

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 1 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 主務 1 名 (体育系同好会のみ)

第14条 部は、各部員から部活動のための部費を徴収する。

第15条 本会からの部活動補助費に関しては、会計期間を4月1日から翌年の3月31日までとする。

第16条 部は、年2回委員会が指定した期日までに活動報告、会計報告を行わなければならない。

2 前項の報告義務を怠った場合は、委員会の審議のもとに適切な処理を行うものとする。

(部の廃止)

第17条 部の廃止を希望する場合は、事前に当該部が廃止する理由を委員会に報告するものとする。

第18条 部の廃止の決定は、委員会が行うものとする。

第19条 部の廃止を決定した場合は、委員会は、会員に対して速やかに公示するものとする。

(顧問)

第20条 部は、次の顧問を置く。

2 顧問は、本学の専任教員とする。

第21条 顧問は、各部から依頼を受けて個人的に就任する。

2 学生支援センター長は、顧問の氏名及び担当する部を教授会に報告する。

第22条 顧問の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条 顧問は、大学から手当は支給されない。

第24条 顧問は、練習中(移動も含む。)及び対外試合(移動も含む。)の事故・事件についての責任は原則として負わない。必要に応じて学生支援センターが対応する。

第25条 顧問は、担当する部によっては技術面の指導を行わない場合がある。

第26条 学外指導者を必要とする場合は、顧問の承認を得て選出することができる。

第27条 顧問は、次の責任を負う。

- (1) 部員の確認
- (2) 練習日及び練習場所の確認
- (3) 合宿に関する確認
- (4) 対外試合に関する確認
- (5) 活動報告書の確認
- (6) 会計報告書の確認

附 則

この規則は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。